

17-10 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

| ブロック知事会名 | 構成都道府県名 |
|------------|---|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県 |
| 関東地方知事会 | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県 |
| 中部圏知事会 | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県 |
| 近畿ブロック知事会 | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県 |
| 中国地方知事会 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 四国知事会 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 九州地方知事会 | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県 |

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

17-11 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

| 都道府県名 | 広域応援の実施時の所属ブロック知事会 |
|-------------------|--------------------|
| 静岡県 長野県 三重県 | 中部圏知事会 |
| 福井県 滋賀県 | 近畿ブロック知事会 |
| 鳥取県 山口県 | 中国地方知事会 |
| 徳島県 | 四国知事会 |

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

17-12 全国知事会災害対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の組織及び運営についての必要な事項を定める。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第2条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の組織・情報連絡室の設置)

第3条 連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

- 2 大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報等が発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の廃止)

第4条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、連絡本部を廃止する。

(災害対策都道府県現地連絡本部の設置等)

第5条 連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
- 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、全国知事会会長が必要と認める場合には、対策本部を設置することができる。
- 3 対策本部は、第2条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第7条 対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

- 2 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 3 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(緊急広域災害対策本部の廃止)

第8条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、対策本部を廃止し、又は連絡本部に移行する。

(実施細目)

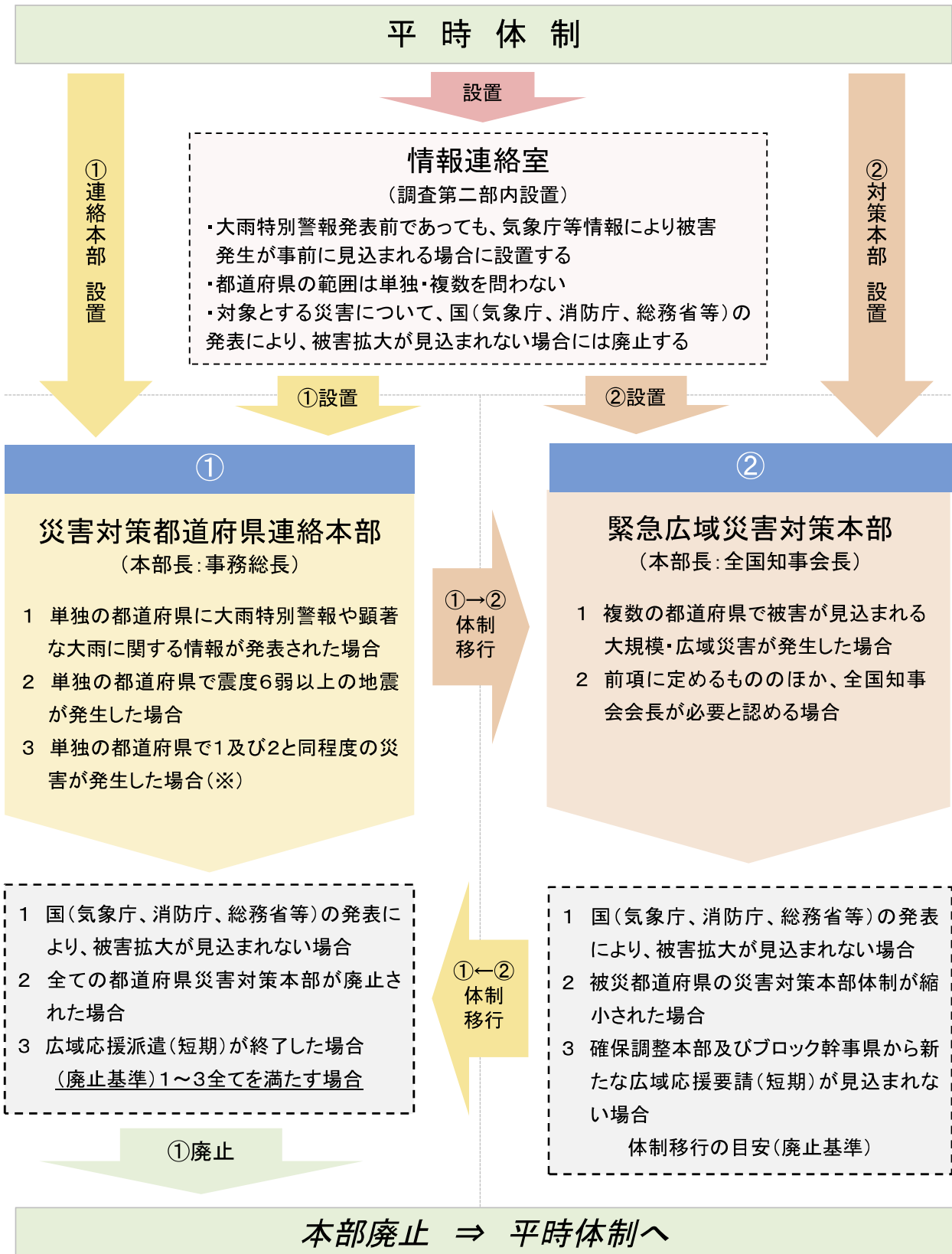
第9条 その他、災害対策本部等の設置に関して必要な事項又は定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

別表 1

全国知事会災害対策本部等の設置及び運用について

「災害対策都道府県連絡本部」及び「緊急広域災害対策本部」の設置及び運用について、近年の自然災害激甚化・頻発化を踏まえ、下記のとおり運用する。



※暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報等の他、国民保護法が適用される事態等をいう。

別表 2

令和 3 年度（2021）緊急広域災害対策本部構成員

令和 3 年 9 月 3 日現在

| | | |
|------|--------|-------------------------|
| 本部長 | 平井 伸治 | 全国知事会長（鳥取県知事） |
| 副本部長 | 黒岩 祐治 | 危機管理・防災特別委員長（神奈川県知事） |
| 本部員 | 三村 申吾 | 青森県知事（北海道東北地方知事会幹事県） |
| | 長崎 幸太郎 | 山梨県知事（関東地方知事会幹事県） |
| | 川勝 平太 | 静岡県知事（中部圏知事会幹事県） |
| | 齋藤 元彦 | 兵庫県知事（近畿ブロック知事会幹事県） |
| | 村岡 嗣政 | 山口県知事（中国地方知事会幹事県） |
| | 中村 時広 | 愛媛県知事（四国知事会幹事県） |
| | 広瀬 勝貞 | 大分県知事（九州地方知事会幹事県） |
| | 村井 嘉浩 | 危機管理・防災特別委員会副委員長（宮城県知事） |

※ 本部長は、本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を
求めることができる。（全国知事会災害対策本部等設置要綱第 6 条 2 項）

17-13 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

(土木管理課技術企画室)

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

(目的)

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び被害の拡大や二次災害の防止を図ることを目的とする。

(応援内容)

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(被災状況等の連絡)

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は連絡体制を予め定めておくものとする。

(応援の要請)

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(応援の要請ができない場合等の応援の実施)

第6条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

【甲が災害初動時に第2条（1）（2）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

【甲が災害初動時に第2条（3）（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（3）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ①災害種別が大規模自然災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

（平常時の連絡）

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

（訓練等の実施）

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」（平成11年7月7日締結）はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県 土木部長 久保 市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 土木部長 石井 一生

17-14 災害復旧技術専門家派遣制度（河川課）

〔 社団法人 全国防災協会 〕
〔 (R4 災害手帳 P551 より) 〕

1. 制度の趣旨

災害現場においては、時と場合によって迅速かつ的確な対応が求められる。しかし、いざ災害となると、技術者のマンパワーや実務経験を積んだ技術者が不足しており、その対応が大きな負担となっている現状が見受けられる。

このような事態を支援するため、(公社)全国防災協会では、平成15年から災害復旧技術専門家を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧事業の支援・助言について、ボランティアとして活動する「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設した。

2. 災害復旧技術専門家

災害復旧技術専門家とは、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する(公社)全国防災協会が認定・登録した経験豊富な技術者であり、北海道から沖縄まで全国各地に379名いる。(令和4年6月23日現在)

なお、技術専門家は、災害復旧技術の維持・向上のため講習会等に参加するなど研鑽を積んでいる。

3. 災害復旧技術専門家が行う主な支援・助言

1) 災害調査に関する支援

- ・申請等に必要となる調査に関する事項
- ・被災原因の把握のための調査に関する事項
- ・対策工法検討のための調査に関する事項 など

2) 復旧工法に関する技術的支援

- ・復旧工法に関する事項
- ・改良復旧に関する事項
- ・応急復旧に関する事項 など

3) その他、地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

- ・災害復旧制度に関する事項
- ・災害復旧申請に関する事項
- ・災害復旧に携わる職員等育成のための研修講師
- ・その他、災害復旧事業に関する事項 など

3. 派遣手続き

災害復旧技術専門家の支援・助言が必要となった場合には、地方公共団体等の災害担当所属長から(公社)全国防災協会あて派遣要請を行う。緊急を要する場合は電話連絡等によっても要請をすることができる。

5. 留意事項

制度の活用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- 1) 市町村長が災害復旧技術専門家の派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。
- 2) 災害復旧技術専門家が行う支援・助言はボランティア活動として行うため無報酬となるが、派遣に要する交通費、宿泊費の実費は、派遣要請を行った地方自治体等の負担となる。

災害復旧技術専門家派遣制度要綱（案）

（公社）全国防災協会

（目的）

第1条 災害復旧技術専門家派遣制度（以下「本制度」という。）は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、国土交通省水管理・国土保全局防災課及び地方公共団体等からの要請（以下「要請」という。）に基づいて「災害復旧技術専門家（以下「技術専門家」という。）」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて現地に参加し、技術的助言等が可能な者として、（公社）全国防災協会会長（以下「会長」という。）が認定し、登録された者をいう。

（認定申請）

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて会長あて申請する。

（派遣）

第4条 技術専門家は、別に定める派遣基準を踏まえ災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議（電磁的会議でも可）をへて派遣する。

2 災害規模、災害の範囲及び災害の特殊性を鑑みて、現地調査等が必要になった場合、運営委員会委員等（有識者も含む）による調査団を構成し、現地調査を行う。現地調査の結果は会長に報告する。

（派遣手続）

第5条 技術専門家の派遣は、別に定める派遣手続により行う。

（業務）

第6条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- （1）災害調査に関する支援。
- （2）復旧工法に関する技術的助言。
- （3）その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言。

（責務）

第7条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- （1）技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- （2）災害現地に派遣された場合には、別に定める様式により現地活動の概況をとりまとめて会長に報告する。

（災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会）

第8条 本制度を的確に運営するために運営委員会を設ける。運営委員会は、会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
- 3 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - （1）技術専門家の認定登録審査（認定判断基準は、別に定める。）
 - （2）技術専門家の派遣に関する審議（電磁的審議も可。）
 - （3）本制度の運営に関する事項についての審議
- 5 運営委員会にブロック会議を設置し、技術専門家の教育・研修及び派遣時の候補者の人選等を行う。

（災害復旧技術専門家派遣制度事務局）

第9条 本制度を円滑に運用するため「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」（以下「事務局」という。）を設ける。事務局は次に掲げる事を行うものとし、（公社）全国防災協会内に設けるものとする。

- （1）技術専門家の認定登録に関する事務。
- （2）運営委員会開催に関する事務。
- （3）技術専門家派遣に関する事務。
- （4）災害規模が甚大で広域に及ぶ場合の現地支援本部の設営、運営に関する事務。
- （5）技術専門家の研修等技術の研鑽支援に関する事務。
- （6）技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務。

(7) その他、本制度を円滑に運用するために必要な事務。

(派遣費用)

第10条 技術専門家派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、以下のとおりとする。

(1) 別に定める派遣基準及び災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援(試行)について(国水防第18号平成26年5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長)は、(公社)全国防災協会が負担する。

(2) 上記以外は、要請した地方公共団体等が負担する。

(その他)

第11条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附 則)

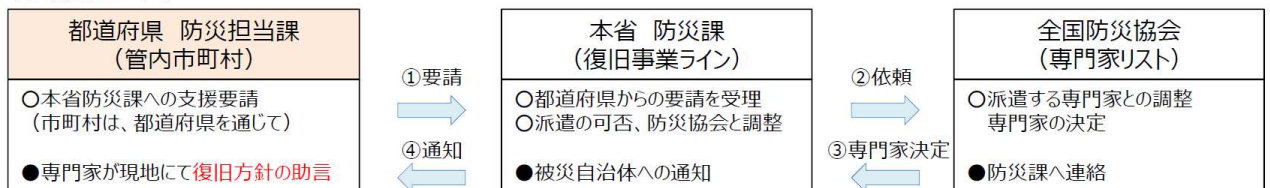
1. この要綱は、平成27年10月26日より適用する。
2. 平成15年11月20日の要綱は廃止する。

(1) 問い合わせ先

| |
|---|
| (公社)全国防災協会 |
| 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬ビル6F |
| TEL: 03-6661-9730 FAX: 03-6661-9733 |
| http://www.zenkokubousai.or.jp/ |
| E-mail: zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp |

(2) 災害復旧技術専門家派遣制度のフロー

〈手続のフロー図〉



(3) 派遣にかかわる申請書等

(様式-A)

令和 年 月 日

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅史 様

(地方公共団体)
災害担当所属長

災害復旧技術専門家の派遣について (要請)

今回発生した別記災害について、復旧にあたり専門家の支援・助言を必要としますので、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣くださるよう要請します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)

2. 派遣希望地 ○○県○○市

3. 派遣希望災害箇所 別記の通り

4. 派遣費用 当方負担

5. 担当者所属
氏名
連絡先 (TEL)

(別記-1)「記載例」 (NO.)

派遣要請災害箇所一覧表

災害名：台風○○号による豪雨 派遣要請機関名：○○県○○市

発生年月日：令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 (令和 年 月 日現在状況)

| 番号 | 工種 | 河川名・路線名等 | 地先名 | 災害状況 |
|----|----|----------------|------------|------------------|
| 1 | 河川 | 2級河川○○川1次支川○○川 | ○○郡○○町○○地先 | 床土工破損、護岸工欠壊 |
| 2 | 道路 | 町道○○○~○○線 | ○○郡○○町○○地先 | 路肩欠壊、法面崩壊、排水路工破損 |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |

(様式一B)

令和 年 月 日

(地方公共団体)
災害担当所属長 様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

災害復旧技術専門家の派遣について (回答)

令和 年 月 日付で要請のあった標記については、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣します。

記

1. 災害復旧技術専門家 氏 名
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 費 用 旅費、宿泊費等の活動経費は要請者負担
(派遣費用は当協会「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」に納付して下さい)

(様式一C)

防災協第 号
令和 年 月 日

災害復旧技術専門家
様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

災害復旧技術専門家の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により災害復旧技術専門家として災害復旧活動の支援・助言活動にあたられたいと依頼します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
2. 派遣要請機関名 ○○県○○土木事務所 (あるいは○○県○○市建設部など)
3. 派遣希望災害箇所 別記の通り
4. 派 遣 費 用 ①交通費(実費) ②宿泊費等(当協会規定による)
(当協会より支弁)
5. 担 当 者 所 属
氏 名
連絡先 (TEL)

(様式一D)

(※手続きに必要な場合のみ使用)

防災協第 号
令和 年 月 日

(災害復旧技術専門家の所属する機関の長)
様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

貴社所属社員の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により貴社所属社員を災害復旧技術専門家として派遣くださるようお願い申し上げます。

記

1. 派 遣 職 員
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 目 的 災害復旧活動の支援・助言活動
5. 派 遣 費 用 当協会で支弁します